

**【重要事項説明書】**  
**難波医院（指定居宅・指定介護予防）訪問看護**  
 （令和7年3月11日改訂）

1. 事業所の概要

本院は岡山県知事の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防訪問看護の指定事業所です。

- (1) 事業所名（指定番号）、所在地、連絡先、  
 名称 医療法人 経和会 難波医院（介護保険指定番号 3312110145）  
 所在地 岡山市北区御津金川 983  
 連絡先 （電話）086-724-0008 （FAX）086-724-4107  
 管理者 （医師）難波 経豊
- (2) 提供できるサービスの地域  
 岡山市北区、赤磐市、吉備中央町、久米南町にお住まいの方  
 ※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。但し、上記地域以外の方への指定訪問看護に要した交通費は実費となります。また災害などにより通常使用している道路などの大幅な変更によっては別途請求させて頂くことがあります。
- (3) 営業日及び営業時間  
 営業日 月曜日～土曜日（祝日を除く）  
 営業時間 月・火・水・金曜日：9時～18時、木・土曜日：9時～12時  
 休業日 日曜日、国民の祝日及びその振替日、12月29日～1月3日、8月13日～8月15日  
 管理者が携帯電話を24時間常備しており、休業日の難波医院へは電話は管理者の携帯電話に転送されますので、容態の変化等があった場合は、連絡をいただければ状態に応じて速やかに対応を致します。  
 ※緊急連絡電話 086-724-0008（難波医院）
- (4) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理者	1	0	1
看護師・保健師	2	1	3
准看護師	1	0	1

2. サービス内容

- (1) 利用者に対して
- ①看護処置
- ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍測定）
  - ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導等）
  - ・身体の清潔（清拭・入浴）・スキンケア・口腔ケア
  - ・ターミナルケア、等
- ②医療的処置
- ・創傷及び褥瘡処置
  - ・呼吸器管理ケア（在宅酸素療法・人工呼吸器）
  - ・点滴の介助・管理
  - ・排泄管理ケア（人工肛門・人工膀胱・浣腸・摘便）、等
- ③リハビリ援助
- ・筋力増強および維持、歩行訓練、拘縮予防
  - ・認知予防指導（趣味の活用等）、等
  - ・言語、嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害等）
- (2) 介護者に対して
- 介護の方法指導／介護、福祉用具の紹介
- ・褥瘡予防
  - ・リハビリの方法
  - ・食事指導（介助の工夫、方法等）
  - ・室内環境整備の工夫
  - ・安全対策の工夫
  - ・感染症に対する対応方法、等

3. 料 金（下記の表は介護保険の利用者負担の割合が1割の方の料金です。2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。）

①訪問看護費

（1回あたり）

時間帯	要介護				要支援			
	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
午前6時～午前8時	338円	509円	731円	1076円	326円	486円	705円	1037円
午前8時～午後6時	271円	407円	585円	860円	261円	389円	564円	829円
午後6時～午後10時	338円	509円	731円	1076円	326円	486円	705円	1037円
午後10時～午前6時	407円	610円	878円	1290円	391円	584円	846円	1244円

但し、准看護師による指定訪問看護を行った場合、または、当該サービスを月20人以上が利用される建物に居住されている場合は上記の料金の90/100になります。また、厚生労働省からの指示により、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はサービス利用料金の自己負担額が0.1%上乗せとなります。

②加算料金

（1回あたり）

長時間訪問看護加算	指定訪問看護の所要時間が1時間30分以上となる場合	307円
退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院又は入所中の利用者が退院又は対処するにあたり、当事業所の看護師が退院時共同指導を行った後に、退院又は退所後に初回の指定訪問看護を行った場合	613円

（1ヶ月あたり）

初回加算	新規の利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合	307円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	利用者またはその家族の方等と24時間連絡できる体制をとり、緊急時訪問看護を必要に応じて行った場合	322円

特別管理加算	以下の特別な管理を必要とする方に対して計画的な管理を行った場合	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の指導管理を受けている状態 在宅悪性腫瘍患者、在宅気管切開患者</li> <li>気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態</li> </ul>	特別管理加算 (I) 511 円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の指導管理を受けている状態 在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿、在宅持続陽圧呼吸療法、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者</li> <li>人工肛門、人口膀胱を設置している状態</li> <li>真皮を超える褥瘡の状態</li> <li>点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態</li> </ul>	特別管理加算 (II) 256 円
ターミナルケア加算 (要介護者のみ)	死亡日を含め死亡前 15 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行なった場合	2,042 円

- ③キャンセル料 利用予定当日にご連絡なく、利用者のご都合でサービスを中止する場合、キャンセル料を頂く場合がございます。  
④死後の処置料 在宅で死後の処置をした場合 10,000 円を頂きます。

#### 4. 衛生管理

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止対策を検討する委員会を年 2 回以上開催し、結果を従業員に周知徹底します。
- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施します。

#### 5. 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持と個人情報の保護のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 利用者及びその家族に関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- 利用者及びその家族の個人情報は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。
- 利用者及びその家族の個人情報が含まれる記録物は、注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- 管理する情報は、利用者の求めに応じて内容を開示し、訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行います（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

#### 6. 事故発生時の対応

訪問看護のサービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに市町村、居宅介護支援事業所、家族等に連絡するとともに、必要な措置をとらせて頂きます。

#### 7. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 事業所における虐待の防止対策を検討する委員会を年 2 回以上開催し、結果を従業員に周知徹底します。
- 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修および訓練を定期的実施します。
- 虐待防止に関する責任者を選定しています。（責任者：難波 経豊（管理者・院長））

#### 8. 成年後見制度の活用支援

利用者とは適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

#### 9. サービス内容に関する苦情と相談

- 当事業所のご利用相談・苦情担当

苦情対応担当者 管理者 難波 経豊 電話 086-724-9900

- 当事業所以外では下記の窓口で受け付けております。

- |   |  |   |
|---|--|---|
| ① 岡山県国民健康保険団体連合会<br>岡山市北区桑田町 17-5<br>086-223-8811 | ② 岡山市 事業者指導課<br>岡山市北区大供 3 丁目 1-18 KSB 会館 4 階<br>086-212-1013 | ⑤ 吉備中央町 福祉課<br>加賀郡吉備中央町豊野 1-2<br>0866-54-1313 |
| ③ 赤磐市 保健福祉部介護保険課<br>赤磐市下市 344<br>086-955-1116     | ④ 久米南町 保健福祉課<br>久米郡久米南町下弓削 502-1<br>086-728-4411             |   |

#### 同意書

重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意し、また、個人情報の取り扱いについても同意します。

令和 年 月 日

利用者甲 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_) 印

家族 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

事業者乙 住所 岡山市北区御津金川 983  
名称 医療法人経和会 難波 医院 代表者 院長 難波 経豊 印